

石川県公報

令和3年10月8日

第13446号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等	(管財課) 1	○入札公告	(デジタル推進課) 3
○保安林の指定施業要件の変更予定	(森林管理課) 1	公安委員会	
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出	(建築住宅課) 2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	4
○一般競争入札の落札者等	(教育委員会事務局) 2	監査委員	
		○定期監査結果公表	5
		○財政的援助団体等監査結果公表	6

告 示

石川県告示第381号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和3年10月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
 - 空間放射線測定装置（低線量率計） 9式 購入
 - 空間放射線測定装置（高線量率計） 9式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和3年8月4日
- 落札者の名称及び所在地
 - 1(1) 株式会社日立製作所
東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
 - 1(2) 株式会社松浦電弘社
野々市市二日市町1丁目76番地
- 落札金額
 - 1(1) 53,900,000円
 - 1(2) 32,670,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和3年6月25日

石川県告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予

定である。

令和3年10月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
河北郡内灘町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び内灘町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第383号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人から、次のとおり住所及び支援業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

令和3年10月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	住 所		支援業務を行う事務所の所在地		変更年月日
TEO TORIATTE 株式会社	新	野々市市本町5丁目11番17号	新	野々市市本町5丁目11番17号	令和3年9月1日
	旧	金沢市糸田2丁目154番地12	旧	金沢市糸田2丁目154番地12	

石川県告示第384号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和3年10月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
令和3年度石川県新図書館納入資料(図書)一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立図書館
金沢市本多町3丁目2番15号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月8日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社図書館流通センター
東京都文京区大塚三丁目1番1号
- 5 落札金額
1,019円
本体価格1,000円(消費税及び地方消費税額を加算していない額)の図書に対する納入価格(消費税及び地方消費税額を加算していない額)。本体価格のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含む。

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年7月30日

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年10月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
統合宛名システムに係る端末調達及び二要素認証システム構築業務 一式
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期限
令和4年2月28日
- (4) 納入場所
別途指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進課情報システムグループ
電話番号 076-225-1321
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の場所において交付
- (3) 入札説明書の交付期間
令和3年10月8日(金)から同月15日(金)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

4 入札の日時及び場所

令和3年10月22日(金)午前10時
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎1611会議室(入札後、即時開札する。)

5 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求められることがある。

(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、4に定める入札の日時及び場所に集合すること。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) この公告は、1(1)に係る予算が議会で議決されないときは、無効となる。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第112号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

令和3年10月8日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2(一方通行)大聖寺警察署管内の表3の項を次のように改める。

3	削 除
---	-----

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1067	市道長土堀1丁目線7号	金沢市長土堀1丁目14番8号先	玉川町方向から芳齊1丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
------	-------------	-----------------	--------------------	--------------	----

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表133の項を次のように改める。

133	削 除
-----	-----

別表第4(指定方向外進行禁止)大聖寺警察署管内の表16の項、47の項及び48の項を次のように改める。

16	削 除
47	削 除
48	削 除

別表第4(指定方向外進行禁止)白山警察署管内の表102の項を次のように改める。

102	削 除
-----	-----

別表第9(追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止)小松警察署管内の表15の項を次のように改める。

15	国道8号	小松市八幡口19番地3先から小松市佐々木町191番地先まで	終日	約1,600メートル
----	------	-------------------------------	----	------------

別表第10(普通自転車歩道通行可)金沢中警察署管内の表52の項、53の項及び66の項を次のように改める。

52	削	除
53	削	除
66	削	除

別表第11(最高速度の指定)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

239	市道1級幹線 127号田上館町線	金沢市田上本町3丁目125番地2先から金沢市朝霧台1丁目50番地先まで	約700メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
-----	---------------------	-------------------------------------	----------	------------	----	------------------------

別表第11(最高速度の指定)金沢中警察署管内の表213の項及び214の項を次のように改める。

213	県道芝原石引線	金沢市田上の里1丁目1番地先から金沢市田上町ラ部51番地先まで	約900メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
214	市道1級幹線 127号田上館町線	金沢市朝霧台1丁目35番地先から金沢市館町口318番地先まで	約500メートル	毎時50キロメートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引①②③を除く。)

別表第11(最高速度の指定)七尾警察署管内の表78の項を次のように改める。

78	市道高階8号線	七尾市西三階町戊48番地1先から七尾市白馬町へ部46の1番地先まで	約2,600メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
----	---------	-----------------------------------	------------	------------	----	------------------------

別表第18(駐車禁止)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

621	市道平和町2丁目線18号	金沢市平和町2丁目15番40号先から金沢市平和町2丁目15番39号先まで	約110メートル	終日	車両
-----	--------------	--------------------------------------	----------	----	----

別表第18(駐車禁止)金沢中警察署管内の表131の項を次のように改める。

131	市道平和町2丁目線4号	金沢市平和町2丁目16番42号先から金沢市平和町2丁目11番15号先まで	約280メートル	終日	車両
-----	-------------	--------------------------------------	----------	----	----

別表第18(駐車禁止)白山警察署管内の表323の項を次のように改める。

323	削	除
-----	---	---

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準(令和2年石川県監査委員告示第1号)に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年10月8日

石川県監査委員	徳	野	光	春
同	盛	本	芳	久
同	山	本	次	作
同	奥	村	豊	美

記

地方自治法第199条第1項に規定する令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 所 属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
小松県税事務所	令和3年8月31日	令和2年4月1日～ 令和3年3月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
石川障害者職業能力開発校	〃	令和2年9月1日～ 令和3年6月末日	〃
金沢県税事務所	〃	令和2年4月1日～ 令和3年3月末日	〃
中能登総合事務所 能登中部保健福祉センター 能登中部保健所 七尾児童相談所	〃	〃	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。
奥能登総合事務所 能登北部保健福祉センター 能登北部保健所	〃	〃	〃
能登空港管理事務所	〃	令和2年8月1日～ 令和3年6月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
大聖寺高等学校	令和3年9月7日	令和2年9月1日～ 令和3年6月末日	〃
加賀高等学校	〃	〃	〃
小松産業技術専門校	〃	〃	〃
小松瀬領特別支援学校	〃	〃	〃
小松特別支援学校	〃	〃	〃
小松商業高等学校	〃	令和2年8月1日～ 令和3年6月末日	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和3年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和3年10月8日

石川県監査委員 徳 野 光 春
同 盛 本 芳 久

同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和2年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
能登空港ターミナルビル株式会社	令和3年8月31日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

